

幕住防環 第179号

令和5年3月1日

## 一般廃棄物処理業許可証

住 所 帯広市西23条北4丁目1番地2

氏 名 有限会社タナベ

代表取締役 田邊 宏

令和5年2月10日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

幕別町長 飯田 晴義



記

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	1 事業系一般廃棄物 (1) 伐根・ボサ等 2 家庭系一般廃棄物 (1) 遺品等 (2) フロン排出抑制法に規定する第一種特定製品（業務用エアコン・冷凍冷蔵機器）
営業所の所在地及び名称		帯広市西23条北4丁目1番地2 有限会社タナベ
許可期間		令和5年2月24日から 令和7年2月23日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		幕別町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	1 帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター 2 帯広市空港南町南11線西32番1外4筆 山口重機有限会社 南町処理場 3 河東郡音更町字上然別西4線100番1 アスリー株式会社 中間処理施設
	その他	1 廃棄物が飛散・流出しないようにすること 2 関係法令を遵守すること 3 収集車に番号を表示すること